

金商業者向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性 <u>(質)</u></p> <p>IV-5-3-1-1 取締役及び取締役会</p> <p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社においては、バーゼル合意の趣旨を踏まえて最終指定親会社告示により、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められるが、当該最終指定親会社が自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 普通株式、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段は、告示に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。</p> <p>③ 普通株式は議決権を有する単一の種類の株式によって構成されているか。株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式を告示上の普通株式として発行する場合には、議決権に関する事項を除き、議決権を有する普通株式と同一の内容を有し、告示に定める要件を全て満たすものとなっているか。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>IV-5 指定親会社グループについて</p> <p>IV-5-3 自己資本の充実</p> <p>IV-5-3-1 最終指定親会社における自己資本の適切性・<u>十分性</u></p> <p>IV-5-3-1-1 取締役及び取締役会</p> <p>IV-5-3-1-2 自己資本の充実度の評価</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社においては、バーゼル合意の趣旨を踏まえて最終指定親会社告示により、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本、Tier 1 資本及び総自己資本を自己資本として保有することが求められるが、当該最終指定親会社が自己資本の充実度を評価するに当たっては、自己資本の量のみならず、少なくとも以下の点を含む自己資本の質について分析を行っているか。</p> <p>① (略)</p> <p>② 普通株式、その他 Tier 1 資本調達手段及び Tier 2 資本調達手段は、<u>最終指定親会社告示</u>に規定する要件を全て満たしており、バーゼル合意の趣旨を十分に踏まえた内容となっているか。</p> <p>③ 普通株式は議決権を有する単一の種類の株式によって構成されているか。株主総会において議決権を行使することができる事項について制限のある種類の株式を<u>最終指定親会社告示</u>上の普通株式として発行する場合には、議決権に関する事項を除き、議決権を有する普通株式と同一の内容を有し、<u>最終指定親会社告示</u>に定める要件を全て満たすものとなっているか。</p> <p>④・⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行</p>

っている最終指定親会社については、最終指定親会社告示に定める水準以上の資本保全バッファ、カウンター・シクリカル・バッファに係る普通株式等 Tier1 資本を、自己資本として追加的に保有することが求められる。また、最終指定親会社告示第2条の2第3項第1号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された G-SIBs」という。）又は最終指定親会社告示第2条の2第3項第2号の規定に基づき指定された最終指定親会社（以下、「最終指定親会社告示に指定された D-SIBs」という。）については、G-SIBs バッファ又は D-SIBs バッファとして、最終指定親会社告示に定める水準以上の普通株式等 Tier 1 資本を自己資本として追加的に保有することが求められる。

資本保全バッファとは、金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファをいう。

カウンター・シクリカル・バッファとは、金融市場における信用の供与が過剰な場合に、将来の景気の変動によって生じるおそれのある損失に対するバッファであり、各国又は各地域の金融当局が定める比率に当該国又は地域に係るエクスポージャーの額を保有するエクスポージャーの額で除して得た割合を乗じ、国又は地域に応じて得られた値を合計して算出する。

G-SIBs バッファ、D-SIBs バッファとは、それぞれ、最終指定親会社告示に指定された G-SIBs、最終指定親会社告示に指定された D-SIBs に対し、当該最終指定親会社等のシステム上の重要性に鑑み、破綻の可能性を低減させる目的で損失の吸収のため資本を増強させるものであり、これらのバッファ水準は、システム上の重要性を勘案した上で最終指定親会社告示に定める。

グローバルなシステム上重要な銀行（Global Systemically Important Banks; G-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、金融安定理事会によって行われるものであり、国際的に活動する銀行等のうち、「金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が自己資本の充実の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」（以下、「開示告示」という。）第3条第5項第1号の額（バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額）を直近に終了した連結会計年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」、⑤「国

際的活動」の5基準に基づき G-SIBs が選定されており、これに鑑み最終指定親会社告示で指定する。

国内のシステム上重要な銀行（Domestic Systemically Important Banks; D-SIBs）の選定に係るシステム上の重要性評価は、各国当局によって行われる。我が国におけるシステム上の重要性評価に際しては、まず、連結ベース総資産が十五兆円以上の国内の銀行等が評価対象とされ、①「規模」、②「相互関連性」、③「代替可能性／金融インフラ」、④「複雑性」の4つの基準に関連する12指標を用いて、各銀行等のスコアを算出する。次に、これら銀行等に含まれる国際統一基準の適用を受ける者（最終指定親会社を含む）のうち、当該スコアに加え、特定の市場における重要性等、各銀行等の特性も踏まえた総合的判断を行い、システム上重要と評価された銀行等を D-SIBs に選定し、うち最終指定親会社については最終指定親会社告示で指定する。

なお、4つの基準に関連する12指標と各指標のスコア算出上のウェイトは下の表のとおり。

評価基準	評価指標	ウェイト
規模	バーゼルⅢレバレッジ比率のエクスポージャー合計額	25%
相互関連性	金融機関等向け与信に関する以下の残高の合計額 <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。） ・金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の保有額 ・金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットティング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。） ・金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エク 	5%

		<u>スポンジャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを下回らないものに限る。）</u>	
		<u>金融機関等に対する債務に関する以下の残高の合計額</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>金融機関等からの預金及び借入金の額（コミットメントの未引出額を含む。）</u> ・ <u>金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。）</u> ・ <u>金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネットイング契約の効果を勘案できるものとし、ゼロを上回らないものに限る。）</u> 	5%
		<u>発行済有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式）の残高</u>	5%
		<u>時価のあるその他有価証券のうち株式の額</u>	5%
		<u>一般預貯金等のうち、残高が1,000万円を超える場合のその超過する部分の額</u>	5%
	<u>代替可能性／金融インフラ</u>	<u>直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額（日本円での決済分に限る。）</u>	8.33%
		<u>信託財産及びこれに類する資産の残高（国内居住者からの預り分に限る。）</u>	8.33%
		<u>直近に終了した事業年度における債券及び株式</u>	8.33%

(4) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意における定義に基づき、リスク・ベースの連結自己資本規制比率を補完する指標であるレバレッジ比率（以下「レバレッジ比率」）を四半期ごとに計算しているか。

IV-5-3-1-3 資本調達手段の連結自己資本規制比率上の自己資本としての適格性の確認

自己資本の充実度の評価に関連して、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券、劣後特約付借入金及び劣後特約付社債といった資本調達手段に係る発行等の届出があった場合等において、これらが連結自己資本規制比率規制上の自己資本として適格であるかについては、最終指定親会社告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえて確認するものとし、その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-1-3（(2-2)及び(3-2)を除く。）を参照するものとする。

また、最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社の劣後特約付借入金及び劣後特約付社債の適格性の確認については、必要に応じ、IV-2-1(1)を参照するものとする。

	に係る引受けの年間の合計額（国内の債券市場及び株式市場における引受けに限る。）	
複雑性	金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高	8.33%
	対外与信の残高	8.33%
	対外債務の残高	8.33%

(5) 最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社については、バーゼル合意における定義に基づき、リスク・ベースの連結自己資本規制比率を補完する指標であるレバレッジ比率（以下、「レバレッジ比率」という。）を最終指定親会社四半期ごとに計算しているか。

IV-5-3-1-3 資本調達手段の連結自己資本規制比率上の自己資本としての適格性の確認

自己資本の充実度の評価に関連して、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社について、海外特別目的会社が発行する優先出資証券、劣後特約付借入金及び劣後特約付社債といった資本調達手段に係る発行等の届出があった場合等において、これらが連結自己資本規制比率規制上の自己資本として適格であるかについては、最終指定親会社告示及びバーゼル合意の趣旨を十分に踏まえて確認するものとし、その際の着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-1-3を参照するものとする。

また、最終指定親会社告示第4条に基づき連結自己資本規制比率の算出を行っている最終指定親会社の劣後特約付借入金及び劣後特約付社債の適格性の確認については、必要に応じ、本監督指針IV-2-1(1)を参照するものとする。

IV-5-3-1-4 連結自己資本規制比率の正確性（意図的保有・比例連結）

（１）金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「ある金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、最終指定親会社告示において、最終指定親会社告示第２条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社の自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合として、他の金融機関等の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下「意図的な保有」という。）を規定している。

この「意図的な保有」の判断における着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-2-2（（2-2）を除く。）を参照するものとする。

（２）連結自己資本規制比率を算出する際に金融業務を営む関連会社等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-2-2（４）を参照するものとする。

IV-5-3-2 最終指定親会社における自己資本の十分性（量）

連結自己資本規制比率のリスクアセットの計算については、特に以下の点に留意してチェックするものとする。

（新設）

（削除）

IV-5-3-2 最終指定親会社における連結自己資本規制比率の正確性

連結自己資本規制比率のリスクアセットの計算については、特に以下の点に留意してチェックするものとする。

IV-5-3-2-1 意図的保有の該当性の判断・比例連結の方法の使用に関するチェック

(1) 金融システム内での資本調達（いわゆるダブル・ギアリング）は、「他の金融機関における問題が他の金融機関に迅速に伝播することから金融システムを脆弱なものにする」というバーゼル合意における指摘を踏まえ、我が国においては、最終指定親会社告示において、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社の自己資本から「控除項目」として控除しなければならない場合として、他の金融機関等の自己資本の向上のため、意図的に当該他の金融機関等の株式その他の資本調達手段を保有している場合（以下、「意図的な保有」という。）を規定している。

この「意図的な保有」の判断における着眼点の詳細については、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-2-2（（2-2）を除く。）を参照するものとする。

(2) 連結自己資本規制比率を算出する際に金融業務を営む関連会社等について比例連結の方法の使用の届出があった場合においては、必要に応じ、主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ-2-1-2-2（4）を参照するものとする。

IV-5-3-2-1 リスクアセットの計算方法

IV-5-3-2-2 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等

IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示

(1) 自己資本比率規制のバーゼルⅡ第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、「金融庁長官が定める場合におい

IV-5-3-2-2 リスクアセットの計算方法

IV-5-3-2-3 トレーディング業務にかかる資産及び取引に関する内部管理等

IV-5-3-3 自己資本の充実の状況等の開示

(1) 自己資本比率規制の第3の柱（市場規律）に基づく自己資本の充実の状況等の開示は、第1の柱（最低所要自己資本比率）及び第2の柱（金融機関の自己管理と監督上の検証）を補完し、市場による外部評価の規律づけにより金融機関の経営の健全性を維持することを目的としている。したがって、最終指定親会社告示第2条に基づき連結自己資本規制比率を算出する最終指定親会社が、開示告示に基づき開示を行う場合には、市場によ

て、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件」(以下、「開示告示」という。))に基づき開示を行う場合には、市場による外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。

(2) ~ (4) (略)

IV-5-3-4 早期是正措置

IV-5-3-4-2 監督手法・対応

「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」(以下、「区分告示」という。))において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、下記のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる連結自己資本規制比率

区分告示第1条及び第3条の表の区分に係る連結自己資本規制比率は、次の連結自己資本規制比率によるものとする。

① 法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結自己資本規制比率

② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結自己資本規制比率

(注) 最終指定親会社の連結自己資本規制比率は、連結普通株式等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本規制比率の3つの比率によって構成される。

る外部評価の規律づけという開示告示の趣旨に従って、経営実態やリスク特性等に照らし重要な事項が適切に実施される必要がある。

(2) ~ (4) (略)

IV-5-3-4 早期是正措置

IV-5-3-4-2 監督手法・対応

「最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性の状況に係る区分及びこれに応じた命令の内容を定める件」(以下、「区分告示」という。))において具体的な措置内容等を規定する早期是正措置について、以下のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる連結自己資本規制比率

区分告示第1条第1項第1号及び第4条の表の区分(以下、「早期是正措置区分」という。))に係る連結自己資本規制比率は、次の連結自己資本規制比率によるものとする。

① 連結決算状況表により報告された連結自己資本規制比率(ただし、事業報告書の提出後は、これにより報告された連結自己資本規制比率、法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結自己資本規制比率)

② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結自己資本規制比率

(注) 最終指定親会社の連結自己資本規制比率は、連結普通株式等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本規制比率の3つの比率並びに資本バッファ比率によって構成される。早期是正措置

の命令発動の前提となる連結自己資本規制比率は、このうち連結普通株式等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本規制比率である。

(2) 区分告示第1条の表の区分に基づく命令

- ① (略)
- ② 改善までの期間

連結自己資本規制比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信認を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。

なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分等を定める命令第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の連結自己資本規制比率を改善するための所要期間には、下記(3)の連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

(3) 区分告示第2条第1項に規定する合理性の判断基準

区分告示第2条第1項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおり

(2) 早期是正措置区分に基づく命令

- ① (略)
- ② 改善までの期間

連結自己資本規制比率を改善するための所要期間については、最終指定親会社が策定する経営改善のための計画等が、当該最終指定親会社に対する市場等の信認を早急に維持・回復するために十分なものでなければならない。したがって、少なくとも1年以内（原則として翌決算期まで）に第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を上回る水準を回復するための計画等であることが必要である。

なお、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を提出した場合であって、当該最終指定親会社に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するときは、上記の連結自己資本規制比率を改善するための所要期間には、以下(3)の連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための期間は含まないものとする。

(3) 区分告示第2条第1項に規定する合理性の判断基準

区分告示第2条第1項の「その区分の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画」の合理性の判断基準は、次のとおり

とする。

- ・ 最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、連結自己資本規制比率が、原則として3か月以内に当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

(4) (略)

(5) 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第3区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後、当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分又は第2区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後、当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する区分告示第1条の表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社

とする。

- ・ 最終指定親会社の業務の健全かつ適切な運営を図り当該最終指定親会社に対する市場等の信頼をつなぎ止めることができる具体的な資本増強計画等を含み、連結自己資本規制比率が、原則として3か月以内に当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善する内容の計画であること。

(注) 増資等の場合は、出資予定者等の意思が明確であることが必要である。

(4) (略)

(5) 計画の進捗状況の報告等

計画の進捗状況は、その実施完了までの間、每期（中間期を含む。）報告させることとし、その後の実行状況が計画と大幅に乖離していない場合は、原則として計画期間中新たな命令は行わないものとする。ただし、第3区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後、当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分又は第2区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る区分に掲げる命令を行うことができるものとし、第2区分の命令を行った最終指定親会社にあつては、その後、当該命令の区分の根拠となった連結自己資本規制比率が第1区分に係る連結自己資本規制比率の範囲に達したときは、当該時点において第1区分の命令を行うことができるものとする。

また、最終指定親会社が、区分告示第2条第1項の規定により、その連結自己資本規制比率を当該最終指定親会社が該当する早期是正措置区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超えて確実に改善するために合理的と認められる計画を提出し、当該最終指定親会社に対し、

に対し、当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の連結自己資本規制比率が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る連結自己資本規制比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

(6) (略)

(7) その他

① 区分告示第1条及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。

②・③ (略)

(8) 区分告示第3条の表の区分に基づく命令

区分告示第3条に基づく早期是正措置の運用については、必要に応じ、IV-2-2を参照するものとする。

(新設)

当該最終指定親会社が該当する同表の区分に係る連結自己資本規制比率の範囲を超える連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出した場合においては、原則として増資等の手続きに要する期間の経過後直ちに、当該最終指定親会社の連結自己資本規制比率が、当該最終指定親会社が発出を受けた命令が掲げられた同表の区分に係る連結自己資本規制比率以上の水準を達成していないときは、当該時点における連結自己資本規制比率に係る同表の区分に掲げる命令を発出するものとする。

(6) (略)

(7) その他

① 区分告示第1条第1項第1号及び第2条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。

②・③ (略)

(8) 区分告示第4条の表の区分に基づく命令

区分告示第4条に基づく早期是正措置の運用については、必要に応じ、IV-2-2を参照するものとする。

IV-5-3-5 社外流出制限措置

IV-5-3-5-1 意義

金融システムにおける景気循環増幅効果又はシステムミック・リスクの緩和を図るため、当局としては、最終指定親会社に対し、連結資本バッファ一比率という客観的な基準を用い、状況に応じた社外流出制限措置命令を

迅速かつ適切に発動することにより、最終指定親会社の信用供与の機能の維持を促していく必要がある。

IV-5-3-5-2 監督手法・対応

「区分告示」(IV-5-3-4-2において定義される。)において具体的な措置内容等を規定する社外流出制限措置について、以下のとおり運用することとする。

(1) 命令発動の前提となる連結資本バッファ比率

区分告示第1条第1項第2号の表の区分(以下、「社外流出制限措置区分」という。)に係る連結資本バッファ比率は、次の連結資本バッファ比率によるものとする。

- ① 連結決算状況表により報告された連結資本バッファ比率(ただし、事業報告書の提出後は、これにより報告された連結資本バッファ比率、法第57条の17第2項の規定に基づき経営の健全性の状況を記載した書面の届出が行われた後は、これにより報告された連結資本バッファ比率)
- ② 上記①が報告された時期以外に、当局の検査結果等を踏まえた最終指定親会社と監査法人等との協議の後、当該最終指定親会社から報告された連結資本バッファ比率

(2) 社外流出制限措置区分に基づく命令

- ① 資本バッファ第1区分から資本バッファ第4区分までに係る措置

区分告示第1条第1項第2号の表に掲げる「社外流出額の制限に係る内容を含む連結資本バッファ比率を回復するための合理的と認められる改善計画」の提出及びその実行の命令は、計画全体として連結資本バッファ比率の回復を着実に図るためのものであることを重視

する。また、社外流出額の制限に係る内容については、社外流出額が各区分に掲げた命令に応じた社外流出可能額の範囲内に確実に制限されるものであるものとし、その実行に当たって、制限の対象となる事由のうちいずれの事由を制限対象とするかについては、基本的に最終指定親会社の判断を尊重することとする。

② 社外流出可能額

区分告示第1条第6項に規定する「特別な理由がある場合」とは、例えば、最終指定親会社が、社外流出制限計画の実行に係る事業年度において普通株式等Tier1比率を増加させる資本調達を新たに行った場合で、当該資本調達した額を上限として社外流出可能額を超過して支出するような場合が考えられる。

③ 調整税引後利益の算出方法について

区分告示第1条第5項に規定する「当該相当する額が費用として計上されなかった場合に納付すべき税額に相当する額」の算出にあたっては、当該額の算出の簡便法として、実際に当該前事業年度において会計上の費用として計上された社外流出額（ただし、税務上の損金として算入されなかった額を除く。）に、納税単位における当該前事業年度末の法定実効税率を乗じて得られた額を前事業年度の実際の税額を加えることにより算出することができるものとする。

④ 賞与の意義

区分告示第1条第6項第5号に規定する「賞与」とは、定期の給与とは別に支払われる給与等で、賞与、ボーナス、夏期手当、年末手当、期末手当等の名目で支給されるものその他これらに類するものをいい、給与等が賞与の性質を有するかどうか明らかでない場合、次のようなものは賞与に該当するものとする。

イ. 純利益を基準として支給されるもの

ロ. あらかじめ支給額又は支給基準の定めのないもの

ハ. あらかじめ支給期の定めのないもの。ただし、雇用契約そのもの

が臨時である場合のものを除く。

二. 法人税法第34条第1項第2号に規定する給与(他に定期の給与を受けていない者に対して継続して毎年所定の時期に定額を支給する旨の定めに基づき支給されるものを除く。)

ホ. 法人税法第34条第1項第3号に規定する利益連動給与

また、「賞与に準ずる財産上の利益」とは、名目に関わらず、上記の性質を有する財産上の利益をいい、例えば、給与又は退職給付金等に乗せして随時的に支給されるものも含まれるものとする。

⑤ 子法人等の意義

区分告示第1条第1項第1号に掲げる表に規定する「子法人等」の該当性の判断に係る主要性の有無については、基本的に最終指定親会社の判断を尊重することとするが、指定親会社グループ(本監督指針IV-5の「指定親会社グループ」をいう。以下本号及び次号において同じ。)が形成されている場合、その財政状態又は経営状況に与える影響を勘案し、当該子法人等が重要な意義を有するか否かに留意するものとする。例えば、最終指定親会社の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えない場合には、「子法人等」に該当しないものとするなど、具体的な基準を用いることが考えられる。ただし、当該子法人等の規模等が僅少であっても、グループの経営上重要な子法人等は「子法人等」に含めているかに留意するものとする。

⑥ 経営上重要な役員・従業員の意義

区分告示第1条第6項第5号に規定する「経営上重要な」役員及び従業員については、最終指定親会社又は子法人等から高額報酬等を受ける者であって、最終指定親会社及び子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者を選定するものとする。選定にあたっては、本監督指針IV-5-6-2(2)ロ. b. 及びc. に記載の基準も参考にするものとする。

また、「役員」については、最終指定親会社の判断により、当該最終

指定親会社の社外取締役及び社外監査役を除くことができるものとするが、当該社外取締役及び社外監査役が、最終指定親会社から高額報酬等を受ける者であつて、最終指定親会社及び子法人等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与える者に該当する場合には、「役員」に含めるものとする。

(3) 計画の提出及び進捗状況の報告等

社外流出制限措置区分に基づく命令に係る計画は、每期（中間期を含む。）提出させるものとし、計画の進捗状況は、必要に応じて報告させることとする。

(4) その他

① 区分告示第1条第1項第2号及び第3条の規定に係る命令を行う場合は、行政手続法等の規定に従うこととし、同法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会の付与等の適正な手続きを取る必要があることに留意する。

② 最終指定親会社の連結自己資本規制比率が、早期是正措置区分に基づく命令及び社外流出制限措置区分に基づく命令のいずれの区分にも該当する場合は、両者の区分に基づく命令を含む命令を発出するものとする。

IV-5-3-5 早期警戒制度

(1) ~ (3) (略)

IV-5-4 流動性に係る健全性

IV-5-4-1 意義

IV-5-4-2 連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性

IV-5-3-6 早期警戒制度

(1) ~ (3) (略)

IV-5-4 流動性に係る健全性

IV-5-4-1 意義

IV-5-4-2 連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性

IV-5-4-2-1 意義

IV-5-4-2-2 留意事項

IV-5-4-2-3 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

連結流動性カバレッジ比率の計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、詳細な報告を求め、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

また、連結流動性カバレッジ比率告示第 28 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び連結流動性カバレッジ比率告示第 37 条に規定するシナリオ法を採用している最終指定親会社等に対しては、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、告示に定められた要件を充足しているか、前回から計算方法に変更がないか等について確認することとする。

(2) (略)

IV-5-4-3 連結流動性カバレッジ比率規制に関する監督上の措置

IV-5-4-3-1 監督手法

(1) 定期的なモニタリング（月次）

月末日又は最終営業日を基準日とした連結流動性カバレッジ比率について、翌月の第 10 営業日までに指定された様式に基づく報告を求めることにより、連結流動性カバレッジ比率の状況を月次でモニタリングする。その際、連結流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、連結流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

また、他のオフサイト・モニタリングデータや金融経済指標等を分析

IV-5-4-2-1 意義

IV-5-4-2-2 留意事項

IV-5-4-2-3 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング

連結流動性カバレッジ比率の詳細については金商法第 57 条の 23 に基づき定期的に報告を求め、計算の正確性等に問題があることが判明した場合には、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

また、連結流動性カバレッジ比率告示第 28 条に規定する適格オペレーショナル預金に係る特例及び連結流動性カバレッジ比率告示第 37 条に規定するシナリオ法を採用している最終指定親会社等に対しては、これらの取扱いについて、定期的に報告を求め、告示に定められた要件を充足しているか、前回から計算方法に変更がないか等について確認することとする。

(2) (略)

IV-5-4-3 連結流動性カバレッジ比率規制に関する監督上の措置

IV-5-4-3-1 監督手法

(1) 定期的なモニタリング（月次）

月末日又は最終営業日を基準日とした連結流動性カバレッジ比率について、翌月の第 10 営業日までに金商法第 57 条の 23 に基づき、指定された様式に基づく報告を求めることにより、連結流動性カバレッジ比率の状況を月次でモニタリングする。その際、連結流動性カバレッジ比率の水準や変動の傾向を確認するとともに、連結流動性カバレッジ比率の分子・分母の内訳を把握することにより変動の要因・背景を分析するものとする。

することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆候がないかを確認する。

(注) 原則として月末日を基準日とするが、各最終指定親会社が採用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすることもできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更する場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。

(2) (略)

IV-5-4-3-2 監督上の対応

IV-5-5 リスク管理態勢

IV-5-5-3 再建・処理計画の策定等

IV-5-5-3-1 意義

国際的に活動し、大規模で複雑な業務を行う金融機関については、当該金融機関が危機に直面した場合、その影響が当該金融機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、監督上、危機管理の一環として、これをできる限り未然に防止していくことが重要である。

国際的にも、こうした観点から、金融安定理事会における合意(注)の下、グローバルなシステム上重要な金融機関(Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs)及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると母国当局によって判断された金融機関に対して、堅牢かつ信頼性のある「再建・処理計画(Recovery and Resolution Plans; RRP)」を策定することが求められている。

我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、RRPの策定に向けた取り組みを引き続き進めていく必要がある。

(注) 金融安定理事会(Financial Stability Board)「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年11月)

また、他のオフサイト・モニタリングデータや金融経済指標等を分析することにより、金融システム全体に流動性に関するストレスの兆候がないかを確認する。

(注) 原則として月末日を基準日とするが、各最終指定親会社が採用している会計基準等により、最終営業日を基準日とすることもできるものとする。この場合、合理的な理由に基づき変更する場合を除き、一貫した基準日を採用することとする。

(2) (略)

IV-5-4-3-2 監督上の対応

IV-5-5 リスク管理態勢

IV-5-5-3 再建・処理計画の策定等

IV-5-5-3-1 意義

大規模で複雑な業務を行う金融機関については、当該金融機関が危機に直面した場合、その影響が当該金融機関のみならず、金融システム全体にも及びかねないことから、監督上、危機管理の一環として、これをできる限り未然に防止していくことが重要である。

国際的にも、こうした観点から、金融安定理事会における合意(注)の下、グローバルなシステム上重要な金融機関(Global Systemically Important Financial Institutions; G-SIFIs)及び破綻時に金融システムの安定性に影響を及ぼす可能性があると母国当局によって判断された金融機関に対して、堅牢かつ信頼性のある「再建・処理計画(Recovery and Resolution Plans; RRP)」を策定することが求められている。

我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、RRPの策定に向けた取り組みを引き続き進めていく必要がある。

(注) 金融安定理事会(Financial Stability Board)「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011年11月)

IV-5-5-3-2 着眼点と監督手法・対応

(1) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIsに認定された金融機関及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して法第57条の23に基づき、年1回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。

①～⑥ (略)

(2) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIsに認定された金融機関及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関について、当局にて処理計画を策定することとなるが、当該計画の見直し及びこれらの処理の実行可能性の評価を、年1回又は当該金融機関の事業・グループ構造等に重要な変更があった場合に、当局にて実施するものとする。

(新設)

IV-5-5-3-2 着眼点と監督手法・対応

(1) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIsに選定された金融機関(最終指定親会社告示に指定されたG-SIBsを含む)及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関に対して法第57条の23に基づき、年1回又は事業やグループ構造等に重要な変更があった場合に、再建計画の策定・提出を求めるものとする。再建計画の内容は、各金融機関のグループ構造やビジネスモデルの実態に応じて異なるものとなるが、金融安定理事会の議論等を踏まえ、最低限、以下の項目が含まれているか確認するものとする。

①～⑥ (略)

(2) 金融安定理事会における合意等を踏まえ、G-SIFIsに選定された金融機関(最終指定親会社告示に指定されたG-SIBsを含む)及び必要に応じてその他のシステム上重要な金融機関について、当局にて処理計画を策定することとなるが、当該計画の見直し及びこれらの処理の実行可能性の評価を、年1回又は当該金融機関の事業・グループ構造等に重要な変更があった場合に、当局にて実施するものとする。

IV-5-5-4 リスク管理に係るデータの集計能力および取締役会等への報告に関する着眼点

IV-5-5-4-1 意義

大規模で複雑な業務を行う金融機関については、損失可能性の低減や財務の健全性の確保の観点から、グループ全体のリスク管理に係るデータ(以下、「リスクデータ」という。)の集計や、取締役会等へのリスク管理に係る報告(以下、「リスク報告」という。)を正確かつ迅速に行うため、リスクデータに係る経営情報システムやリスク管理態勢の整備を行うことが必要である。

このような金融機関のリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢の向上は、金融システムの安定性を確保する上で重要な点である。特に、強固なリスクデータ集計能力及びリスク報告態勢は、ストレス時・危機時において金融機関自身や監督当局が将来的な予測及びこれに基づく対応策を検討する上でも重要であり、金融機関の再建・破綻処理の実行可能性を高めることや、収益性の向上にも繋がる。

国際的にも、こうした観点から、バーゼル銀行監督委員会における合意(注)の下、G-SIBsについては、金融安定理事会により平成24年までにG-SIBsに選定された銀行等は平成28年1月まで、それ以降にG-SIBsに選定された銀行等については金融安定理事会による選定後3年以内、D-SIBsについてはその選定から3年後までに、リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢を強化するための「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守することが求められている。我が国でも、このような国際的な動向を勘案しつつ、金融機関のリスク管理態勢や意思決定プロセスの向上を目的として、リスクデータ集計及びリスク報告に係るITインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みを引き続き進めていく必要がある。

(注) バーゼル銀行監督委員会「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」(2013年1月)

IV-5-5-4-2 着眼点と監督手法・対応

バーゼル銀行監督委員会における合意等を踏まえ、G-SIBs又は最終指定親会社告示に指定されたD-SIBsについては、それぞれその選定の公表から3年後までに「実効的なリスクデータ集計とリスク報告に関する諸原則」を遵守し、取締役会等や当局への報告に必要となる情報がグループ全体で迅速に集計・報告できるよう、リスクデータ集計及びリスク報告に係るITインフラやプロセス、態勢の整備・改善に向けた取組みの実施につき、特に以下の点への対応状況に留意して監督することとする。

(1) 包括的なガバナンス態勢と IT インフラ

- ① リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関して、監督指針における他の着眼点や、バーゼル銀行監督委員会が定める原則・指針等と整合的かつ強固なガバナンスの枠組みが導入されているか。
- ② リスクデータ集計能力及びリスク報告態勢に関連するデータ構造や IT インフラについて、平時のみならず、ストレス時・危機時の対応も踏まえた上で、設計・構築し、維持しているか。

(2) リスクデータ集計能力

- ① 平時及びストレス時・危機時の報告において必要とされる正確性及び完全性を満たすリスクデータを作成しているか。また、誤りの可能性を最小化するために、大部分のデータが自動集計されているか。
- ② 全ての主要なリスクデータについて、グループ連結ベースで捕捉・集計しているか。また、エクスポージャー及びリスクの集中や発生を特定し、報告が可能となるよう、ビジネス部門、グループ会社、保有資産種類、エクスポージャーの業種・地域及びその他の重要な区分毎に集計できる態勢となっているか。
- ③ 最新のリスクデータが、必要とされる正確性や完全性、網羅性、適応性を満たしつつ、適時に集計されているか。なお、具体的なリスクデータ集計のタイミングについては、金融機関全体のリスクプロファイルにおける重要性のみならず、リスクの性質やその潜在的なボラティリティ、これらを踏まえた平時及びストレス時・危機時のそれぞれにおける報告頻度により決定されるべきであることに、留意する必要がある。
- ④ ストレス時・危機時の対応や内部管理上の必要性の変化、監督当局からの要請を含め、随時の非定形な幅広い要請に対応したリスクデータを集計できる態勢が整備されているか。

(3) リスク報告

<p>IV-5-6 報酬体系</p>	<p>①リスク報告書は、集計されたリスクデータを正確に反映するものとなっているか。また、金融機関は報告内容について必要な検証を実施しているか。</p> <p>②リスク報告書は、金融機関における全ての重要なリスクをカバーしているか。また、報告の深度と範囲は、業務の規模や複雑性、リスク特性、取締役会等のリスク報告書受領者からの要請と整合的なものとなっているか。</p> <p>③リスク報告書は、リスク報告書受領者の必要性に応じた有意義な情報を、明確かつ簡潔な方法で包括的に伝えるものとなっているか。</p> <p>④取締役会等は、取締役会等の必要性や報告対象リスクの性質・ボラティリティに加え、実効的かつ効率的な意思決定や健全なリスク管理の観点からの重要性に基づいて、リスク報告書の作成及び配布頻度を決定しているか。また、ストレス時・危機時の作成及び配布頻度は、平時よりも高頻度となっているか。</p> <p>⑤リスク報告書は、取締役会等のリスク報告書受領者に対して、機密性を確保しつつ適切に配布されているか。</p> <p>IV-5-6 報酬体系</p>
--------------------	---